

日吉津村チャレンジサポート地域事業補助金

趣 旨	村民により構成された村民団体がむらづくりに向けて自主的かつ継続的に取り組む活動に対して補助を行い、ボランティアの育成と地域コミュニティの更なる活性化や活動の充実を図る。
補助対象者	各地区の自治会あるいは村内に活動拠点を有するNPO・ボランティア団体等、コミュニティの推進組織とする。

補助事業		
新規事業	内 容	新たな取組について補助する。
	補助基準	10万円を限度額として、必要経費を全額補助とする。
	対象経費	<p>住民参画による事業を基本とし、次のいずれかに該当する事業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域課題の解決など、住みよいむらづくりに寄与する事業 (2) 村の歴史や文化など地域の特色を生かしたむらづくりの進展に寄与する事業 (3) 自然環境や景観保全を図る事業 (4) 福祉、健康づくりを促進する事業 (5) 村内の地域間交流と人材育成を促進する事業
	申請手続き	補助金と受けようとする者は村へ事前協議を行い、補助金交付申請書（様式第1号）により必要事項を記載の上、村長へ申請する。
継続事業	内 容	同一の事業を継続することにより効果が期待できる取組について、新規事業の年度を含め、3年間補助する。
	補助基準	事業費に係る必要経費の1/2以下（10円未満切捨て）を補助し、1事業に対して5万円を限度額とする。
	対象経費	<p>住民参画による事業を基本とし、次のいずれかに該当する事業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域課題の解決など、住みよいむらづくりに寄与する事業 (2) 村の歴史や文化など地域の特色を生かしたむらづくりの進展に寄与する事業 (3) 自然環境や景観保全を図る事業 (4) 福祉、健康づくりを促進する事業 (5) 村内の地域間交流と人材育成を促進する事業
	申請手続き	補助金を受けようとする者は村へ事前協議を行い、補助金交付申請書（様式第1号）により必要事項を記載の上、村長へ申請する。

問合せ先：総務課参画と協働のむらづくり推進室（電話27-5954）